



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

今年は、長女が成人式の年でしたので、先日ささやかなお祝を娘としました。ここのところ、娘との関係に若干悩んでいましたが（反抗期絡み）、私自身の接し方の裏返しであることに気付きました。（相手の行動は、自分の行動の鏡であるといわれますね。）小さいうちの子育ては体力的にたいへんですが、大きくなればなるほど、精神的なことでもいろいろとたいへんになってきて、子育ては永遠に続くんだと実感しています。同時に、自分自身の未熟さにも気づかされて、子供と同じく、私も少しずつですが成長していきたいです。

ちょこっと小話
～フレーミング効果～



人は意思決定をする場合、情報の意味する内容が一緒であってもその問題認識の心理によって結果が異なる傾向があります。

たとえ内容が同じであっても、見せ方や表現を変えることで印象が変わる心理作用を「フレーミング効果」といいます。

1. どちらの手術を受けますか？

A：100人中10人が失敗する手術

B：成功率90%の手術

実は内容がまったく同じにも関わらず、Bを選択する人の方が増えます。

（続きは、2ページへ）

★1月のお仕事カレンダー★



1/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 2018年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

1/20

- 2018年7月～12月徴収分の納期特例を受けている源泉所得税の納付

1/31

- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 11月決算法人の確定申告と納税・翌年5月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
- 労働保険料の納付(延納第3期分)
- 労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満の2018年10月～12月の労災事故について報告)
- 税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表)の提出
- 市区町村へ給与支払報告書の提出

(続き)



2. どちらのサービスを受けたいですか？

- A: 満足度が95%
- B: 不満度が5%

実際、どちらもサービスの満足度は同じなのに、Aの方が良いサービスのような気がします。

その他の例では、「タウリン 2g」というのと、「タウリン 2,000 mg」というのでは、まったく同じなのに、2,000 mgというほうが多く入っているような気がします。また、「2%の確率で不運に見舞われる」というより、「100人中2人が被害に遭う」というほうが、現実味を感じますよね。

これらの例のように、どこに焦点を当てるかによって、同じことを言っているのに、印象が全く違ってきます。この心理効果は、マーケティングにも有効だそうでちょっとした工夫で、大きく印象を変えることができるものなのです。

【外国人雇用】 その在留資格は就労可能ですか？

人手不足の救世主となるのか…外国人雇用が注目されています。すでにコンビニエンスストアや飲食店など外国人が多く働く業種もありますが、これからもっと様々な職場で外国人が活躍する時代になるのかもしれませんが、外国人を雇用する際のポイントを見ておきましょう。

外国人が日本国内で働きたいと思っても、全ての人が働いてよいわけではありません。外国人は「入国管理法」で定められた在留資格に基づき日本に滞在しますが、就労が許されているのは、そのうちの一部の在留資格に限られています。もし、就労できない外国人を働かせたときは、「不法就労助長罪」として事業主に厳しい罰則が設けられています。

就労可能な在留資格は右の表のようなものです。例えば、「留学」で入国している場合、本来は就労できませんが、資格外活動の許可を受けている場合は働かせることができます。これらは「在留カード」で確認することができます。外国人を雇い入れる際には、その外国人の在留カード等により、就労が認められるか、制限がないか等を確認してください。

在留カードには、・氏名 ・生年月日 ・性別 ・国籍、地域 ・住居地 ・在留資格 ・在留期間 ・就労の可否などが記載されています。特に、在留資格と在留期間に注意してください。

上記の例の「留学」の場合、カードの表面には「就労不可」と書かれていますが、資格外活動の許可を受けているときは、裏面に「許可」する旨と就労条件が記載されます。

就労可能な主な在留資格	
高度専門職、教育、技術・人文知識・国際業務	就労目的によるもの
定住者、永住者、日本人の配偶者等	身分によるもの
技能実習	技能実習制度によるもの
特定活動	ワーキングホリデーなど
留学	資格外活動として一定の制限を受けるもの



*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

